

事 務 連 絡  
令和6年12月13日

介護保険事業者 各位

七尾市高齢者支援課

令和6年能登半島地震で被災した被保険者に係る利用料負担免除の  
期間延長及び今後の対応について

令和6年能登半島地震に係る被災者の介護サービス利用料については、免除の  
取扱期間が令和6年12月末までとされています。

このたび、この取扱いが令和7年6月末まで延長されることが決定しました。  
事業所におかれましては、引き続き免除対象者への対応をお願いします。

また、免除対象者には既に「認定証」を交付していますが、七尾市は新たな認  
定証の発行はせず、「有効期限を令和7年6月末と読み替える」対応とします。

記

### 1 介護サービス利用に係る免除期間

(延長前) 現在の取扱い	令和6年12月末まで
(延長後) 令和7年1月以降の取扱い	令和7年 6月末まで

### 2 事業所にお問い合わせの対応

今回の免除期間の延長に関して、改めて対象者に対する認定証の発行はしません。  
よって、利用者が所持する既存の認定証の有効期限を令和7年6月30日と読み  
替えての対応をお願いします。

なお、認定証を紛失したことにより、免除対象者であることが判断できない場合  
は高齢者支援課にお問い合わせください。

### 3 問い合わせ先

七尾市高齢者支援課

TEL : 0 7 6 7 - 5 3 - 8 4 5 1

E-mail : kourei@city.nanao.lg.jp